

2013年10月15日

裁判員制度の見直しにあたって

法制審議会委員 古賀 伸明
(日本労働組合総連合会)

1. 総論

裁判員制度は、国民の協力と関係者の尽力により、概ね順調に運用されているとの評価が多い。今回の3点の諮問事項は、いずれも裁判員制度のよりよい運用とその定着のために行われるものと考ええる。国民が裁判員になることは国民の義務であるのみならず、国民主権に基づく国民の権利でもあるから、国民の権利行使が安易に制限されないよう、配慮が必要であろう。

同時に、裁判員制度の国民への定着や裁判員に選ばれた国民が裁判に参加しやすい環境整備などについても引き続き検討し、必要に応じて随時見直しをしていくべきである。

2. 法改正を要する事項

(1) 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

これまでに、さいたま地裁で100日、鳥取地裁で75日、大阪地裁で60日の裁判員裁判が現実に行われ、無事に遂行された。長期間が想定される事件は重大事件であるから、国民参加の意義に鑑みると、なるべく裁判員裁判で審理判決すべき事件である。上記の程度の事件は、現に実現できたわけであり、裁判員対象事件から安易に除外すべきではない。また地域についても鳥取地裁で75日の裁判が可能であったことを意識する必要がある。したがって、除外要件については、この点が明らかになるような厳格な書きぶりにする必要がある。

また、「対象から除外するほど極めて長期間」となるかどうかについては、裁判員時代の国民は、充実した迅速な裁判を求めているはずであるから、訴追や審理のあり方もそのような国民の期待に沿うものとする努力がまず必要である。起訴すべき罪を絞るなど、長期間の審判とならないような工夫をした上でなお、国民参加が困難かどうかを判断するような要件とすべきである。

(2) 災害時における辞任事由の追加・呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加

甚大な災害発生時に候補者に新たな辞任事由を設けることは妥当である。

これに対して、呼び出し状を送付しない措置は、国民の権利行使を裁判所の側から不可能にする措置ともいえる。このことの問題点は、選挙における投票権送付に置き換えてみれば、問題の所在が明らかになると思われる。

したがって、原則としては、候補者の辞任、すなわち権利放棄の問題として考え

るべきで、呼び出し状不送付の措置は、交通途絶などにより、送付そのものが、一定の地域住民すべてに対して事実上行えない場合に限定すべきである。

またそのような措置を適用すべき地域の定め方についても、出来る限り限定し、支障のない住民までが送付を受けられないことがないようにすべきである。

- (3) 裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱い
妥当なものと考えられる。

3. その他注文事項

- (1) 裁判員制度の国民への定着の促進について

裁判員制度は概ね順調に運用されているが、今後も裁判員制度への国民の理解を促進するための取り組みを一層推進すべきである。また、裁判員に選ばれた国民が裁判に参加しやすい環境を整備することも重要であり、例えば、各企業が「裁判員休暇」を有給で創設するよう啓発活動を推進することや、裁判員の精神的負担に対するフォローのあり方など、必要に応じて随時見直しをしていくべきである。

- (2) 裁判員候補者の辞退率について

最近のデータによれば、候補者の辞退率は年々高まり、6割を超えたと聞く。裁判員制度は司法だけでなく社会の一大変革であったから、運用開始に際しては、柔軟な取り扱いが必要であったと思われるし、妥当であったと考える。

しかし、法令上の理由がある場合はともかく、あまりに緩やかに辞退を認めることは、国民の間に不公平感を招くことがないか、おそれなしとしない。裁判員制度は国民の支持と理解が不可欠な制度であることに鑑みると、裁判所として辞退事由についてチェック機能を強化するなどの対応が必要ではないか。

- (3) 守秘義務の範囲について

国民、とりわけ裁判員・補充裁判員を経験した方々の中には、守秘義務の範囲がわかりにくいとの声もある。この点、裁判員・補充裁判員に対する説明のあり方に一層の工夫がなされるよう要望したい。現在は、大雑把に言えば、「評議室の中のことは基本的に秘密。法廷の中で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話して構わない」と説明されているようだが、評議室の中でのことでも話しても構わない事柄もあるはずであり、もう少し丁寧に、分かりやすい説明をすることで、貴重な経験をもっと語ってもらえるし、社会でも共有できるだろう。候補者の辞退が多いことの原因として、裁判員・補充裁判員がどんなことをするのが伝わっていないこともあるのではないか。

以上